

兒童研究法講義 (五)

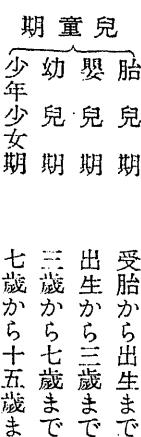
第四高等學校教授 松 本 金 壽

嬰兒の研究法

一

前にも述べましたやうに、兒童といふ概念は非常に廣い意味を含んで居ります。生れ立ての赤ちゃんも廣い意味の兒童の中ですし、又小學校兒童といふ言葉がありますやうに、六七歳から十二三歳の大きな子供までも此の中に含まれて居ります。ギーゼックハウレンといふ人の「心理學辭典」にも、誕生から成熟期に至るまでの兒童の精神發達を研究するのが兒童心理學であると定義されてゐますが、こんなに廣い範圍に亘つての研究法といふと、結局のところ、「事實の蒐集」のところで示したやうな一般的抽象的なものになつて了ひます。然しこれから述べようとするのは、そんな一般論ではなく、もつゞへ具體的なものでなけれ

ばなりません。それにしても、誕生から成熟期に亘るさいたやうに、人間の生涯の中で發達の一一番目覺しい時期を一緒にたに取扱ふことは困難です。そこで研究法を述べる上から云つても、兒童期全體の區分が必要になつてきます。さうして、廣い意味の兒童期といふものは次のように分けられるのが普通のやうです。



ドイツ語や英語にも是等の各時期に相當する言葉があるのをみますと、是等の各時期は單に年齢上の區分だけではないことが知られます。尤も嬰兒期の代りに乳兒期、少年少女期の代りに學童期といふ名稱をさつても差支ないでせ

うし、幼児期や少年少女期などは前期・後期といふやうに更に細分する方法もさられていますが、立入った鑑索は省略致して置きます。この中、胎児期を除く三期が児童研究法の対象となるわけですが、私は嬰兒期・幼児期の方を主に児童心理學の方法論として取扱ひ、少年少女期の方は教育心理學の方法論として考察し度いと思つてゐます。嬰兒の研究法を先づ最初に述べようとするのは、こんな理由が主なものですが、それと共に、次のやうな事情を大いに考慮した結果に外なりません。

「事實の蒐集」のところでも述べましたやうに、嬰兒期の児童のやうに極く幼少の児童に對しては、非常に限られた研究法しか導入が出來難い事情があります。是等の児童は言葉の理解も表現も未だ非常に不充分で所謂聞き分けのない時代ですし、又行動の上からいっても極めて未分化な時代です。それですから、彼等に言語的な報告を求めることはもごく無理ですし、又我々が言葉で色々な指圖を與へて一定の課題をやらせてみるとやうなことも不可能なわけで、嚴密な意味での實驗といふことは特別な場合を除いては行ふことが難しいのです。その上、是等の児童からは繪とか文とか粘土細工といったやうな精神的產物も極く稀にしか入手出来ませんから、研究上の大部分の資料といふものは、自然の環境下における遊びを通しての觀察(偶然

的觀察及び系統的觀察)に依らなければならなくなります。従つて、こゝでは運動機能とか記憶とか言語とか言つたやうな個々の具體的問題についての研究法を述べるといふよりは、全體的な觀察といふことが重要な意味を持つてきます。そこで嬰兒の研究法としては觀察と實驗の二天別の下に一括した説明を行ひ度いと思ひます。

二

觀察といふと、嬰兒ぐらゐ好都合なものはないでせう。第一に、是等の児童に一々の起居動作について非常に細い保護と監督が必要ですから、この保護と監督とは、さりも直さず、觀察へと轉化することが出来ます。次に又、彼等の行動場面は非常に限られてゐます。三歳以上になりますと、可なり遠くの方までも遊びに出掛けたりしますが、この時期の児童はさうした獨り立ちが出來ないで、大概は保育者(兩親や兄姉など)の傍で離れずによりますから、觀察の機會は無限に豊富だといふことが出来ます。それですから、注意深く記錄でも取らうとすれば、細大洩らさずに出来るわけです。昔から有名なブライエルやシンガーハウゼンの觀察記録・所謂児童日記は斯うして出來上つたわけですが、このやうな觀察にも自ら大體の方針が立てられてゐます。勿論、日々の行動の全経過を出来るだけ詳しく觀察するこゝが大切な条件ですが、記録には特に、初めて現はれた新

しい行動とこれまでの行動には認められなかつた新しい變化が中心として取上げられるのが普通です。そして是等はいづれも系統的觀察法に屬しますが、この中にも行動の凡ての方面に亘る觀察記錄と特別な方面（言葉とか繪など）だけの觀察記錄との分化が示されてゐます。石川貞吉氏・高良富子氏・波多野勤子氏・久米京子氏等の觀察記錄は前者の方向ですし、久保良英氏・高峰博氏・城戸幡太郎氏・大脇義一氏等の觀察記錄は、いづれも言語の發達を中心としたものですから、後者の方向のものと云へませう。

シユテルンは児童日記をつけるに當つて誰でもが心得えて置かなければならぬ注意事項として、次のやうな諸點を擧げてゐます。即ち、その児童の體質・遺傳的關係・環境についての詳しい報告は申すまでもありませんが、さりわけ、誰がその子供の保育を擔當してゐるかといふこと、及び旅行とか病氣などによる生活上の變化は、特別な關心を持たなければならない點だと述べてゐます。勿論、児童日記をつける場合の注意事項としては、觀察された事實と共に、その場合の周圍の條件や前後の事情を記載して置くとか、觀察された事實とそれに對する觀察者の解釋とを峻別して置くとか云つたやうな一般的な心得が必要なことは申すまでもないでせう。

尤も、以上のやうに注意しても、本當に専門的な觀察を

行はない限り、見逃される事實は幾らでもあります。兩親とか兄弟とかの場合ですと、二六時中、ひつきりなしに傍についてゐることも出來ませんし、觀察者が同時に保育者であり又記錄者でもあるといふところから、色々な缺點も生ずるわけです。こんな點までも考慮して、児童の全行動を完全に餘すことなく觀察し盡す爲には、児童の自然の狀態を損はないで、しかも充分に觀察が出来るやうな特別な施設と、交代しながら晝夜を分たず觀察し続ける専門家が必要になります。児童研究で有名なシャロット・ビュレル夫人（ヒルデガルト・ヘッツェル女史）の「一歳児の行動記錄」といふ研究は、このやうな困難に打勝つて完成された輝しい業績と云ふことが出来ます。彼女等は、この觀察記錄の結果から、嬰兒の行動を量的及び質的の兩側面から分類し、生後一ヶ月目から一年の終りに至るまでの各時期に、各々の行動がざんな割合で發達變化してゆくかを示し、最近の児童研究に大きな貢献を致しました。

児童觀察の特別な施設は愛育研究所・京都市兒童院・神戸市立兒童相談所等にあります。

又、ビューレルとヘッツェルの研究結果は山下俊郎氏の「幼兒心理學」に紹介されてゐます。

生理學的問題に對してなされた云ふことが出來ます。例へば、光の音とかいつた刺戟の性質の違ひや、是等の各々の與へ方の違ひなきによつて、嬰兒の呼吸とか血液の循環に、ざんな變化が現はれるか云つたやうな問題が必ず第一に取り上げられた次第です。甘味のものや苦味のものが嬰兒の吸乳運動に、ざんな影響を及ぼすかといふやうなことも、屢々取り上げられる問題の一つです。前にも述べましたやうに、嬰兒に關する實驗的研究は非常に限られてゐますが、然し凡てがこのやうな問題ばかりではありません。色々な音や色などに對して、ざんな反應を示すかといふやうなことや、色々な身振表情に對して、どの程度の模倣が出來るかといふやうなことや、遊戯や玩具等に對しても、幾つかの實驗的研究が示されてはゐます。が然し、嬰兒は實驗的研究の對象とするには餘りにも幼少です。彼等を實驗が目的とする課題に惹きつけることが、如何に困難であるかは誰しも想像に難からぬことと思ひます。それ故、これまでのところでは、この方面から特に優れた實驗法とか、嬰兒研究に獨自な方法とかは發表されて居りません。たゞこの方面に關する研究法として特記しなければならぬものは、ビューレルビューレルヘッツェルの考案した乳幼兒の智能検査法でせう。

智能検査法云へば、これまでビネー・シモン法が聯想

された次第ですが、周知のやうに此の検査法は二歳以上の児童にしか適用されません。従つて嬰兒に對する智能検査法の缺如を充たさうとする要求は極めて熾烈なものであつた次第です。ビューレルビューレルヘッツェルが一九三二年に、生後一ヶ月から六歳児までの智能検査法を發表したことは、學界多年の懸案に最後の解決を與へたもの云ふことが出来ます。我が國でも此の検査法を日本化し度いふ要求が久しい以前からあつたわけですが、最近になつて愛育會の手で完成されました、詳しいことは愛育會の「乳幼兒の精神發達」第一輯(昭和十四年)に譲りますが、この検査法は色々な動作や表現が初めて現はれてくる年齢時期なきに關しても大體のヒントを與へてゐる點なきからみても、ビネー・シモン法よりも興味が深いものです。アメリカのシャーレイ女史が發表した生後一ヶ月から一歳半に至るまでの運動機能の發達標準と共に、嬰兒研究における最近の收穫云ふことが出来ると思ひます。

乳幼兒の智能検査法の一例

零ヶ月児検査系列

第一問 觸れた物をつかむこと

第二問 身體の位置を變化することにより静かになること

第三問 軽い音で静かになること

第四問 弱い光を見るこ

第五問 妨害的接觸を避ける運動

第六問 厚紙蓋で妨げられる場合に不定の全體的反應を示す

と

第七問 腹這ひの姿勢で頭を少し上げること

第八問 お乳を奪はれた時に口を開くこと

一ヶ月児検査系列

第九問

鈴の音を聞くこと

第十問

光を凝視すること

第十一問

動く毛糸を凝視する

第十二問

脊後に動く事物を眼で追ふ

第十三問

子供が掩布で掩はれる時不定の全體的反應をするこ

と

第十四問 體を起した場合に頭を真直ぐに保つこと

第十五問 話しかけられて静まる

第十六問 哺語

シャーレイ女史の運動機能の發達標準

一ヶ月 腹這ひ姿勢で顎を持ち上げる

二ヶ月 右と同じ姿勢で肩を持ち上げる

三ヶ月 手を伸して物を掴まうとするが、掴めたり掴めなかつたりする

四ヶ月 支へられゝば坐る

五ヶ月 膝の上でエンコして物を握る

六ヶ月 椅子の上に腰掛けて搖れる物を掴む

七ヶ月 獨りでエンコが出来る

八ヶ月 支へられて立つ

九ヶ月 つかまり立ちが出来る

十ヶ月 這ふことが出来る

十一ヶ月 支へられて歩く

十二ヶ月 家具を引き寄せて揃り立ちをする

十三ヶ月 階段を昇る

十四ヶ月 獨り歩きが出来る

十五ヶ月 獨り立ちが出来る

十六ヶ月 階段を昇る

十七ヶ月 獨り歩きが出来る

十八ヶ月 獨り立ちが出来る

十九ヶ月 獨り歩きが出来る

二十ヶ月 獨り歩きが出来る

廿一ヶ月 獨り歩きが出来る

廿二ヶ月 獨り歩きが出来る

廿三ヶ月 獨り歩きが出来る

廿四ヶ月 獨り歩きが出来る

廿五ヶ月 獨り歩きが出来る

廿六ヶ月 獨り歩きが出来る

廿七ヶ月 獨り歩きが出来る

廿八ヶ月 獨り歩きが出来る

廿九ヶ月 獨り歩きが出来る

三十ヶ月 獨り歩きが出来る

卅一ヶ月 獨り歩きが出来る

卅二ヶ月 獨り歩きが出来る

卅三ヶ月 獨り歩きが出来る

卅四ヶ月 獨り歩きが出来る

卅五月 獨り歩きが出来る

卅六ヶ月 獨り歩きが出来る

卅七ヶ月 獨り歩きが出来る